

◎佐賀県条例第9号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="248 587 1099 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 587 835 641">事務</th> <th data-bbox="835 587 1099 641">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 641 835 695">1～25 略</td> <td data-bbox="835 641 1099 695"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 695 835 1114"> 25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 </td> <td data-bbox="835 695 1099 1114">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1114 835 1361"> <u>(5) 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u> </td> <td data-bbox="835 1114 1099 1361"></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～25 略		25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略	略	<u>(5) 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 587 2018 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 587 1753 641">事務</th> <th data-bbox="1753 587 2018 641">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 641 1753 695">1～25 略</td> <td data-bbox="1753 641 2018 695"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 695 1753 1361"> 25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(6) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> <u>(7) 法第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u> <u>(8) 法第12条の5第4項の規定により、設置計画の協議を受けること。</u> <u>(9) 法第12条の5第5項において準用する同条第4項の規定により、設置計</u> </td> <td data-bbox="1753 695 2018 1361">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～25 略		25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(6) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> <u>(7) 法第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u> <u>(8) 法第12条の5第4項の規定により、設置計画の協議を受けること。</u> <u>(9) 法第12条の5第5項において準用する同条第4項の規定により、設置計</u>	略
事務	市町又は広域連合														
1～25 略															
25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略	略														
<u>(5) 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u>															
事務	市町又は広域連合														
1～25 略															
25の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) 略 <u>(5) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(6) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> <u>(7) 法第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。</u> <u>(8) 法第12条の5第4項の規定により、設置計画の協議を受けること。</u> <u>(9) 法第12条の5第5項において準用する同条第4項の規定により、設置計</u>	略														

改正前	改正後
26～29 略	<u>画の変更の協議を受けること。</u> 26～29 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。